

鐵道公報

號外

鐵道省

昭和三年五月十七日(木曜日)

◎達

●達第三八〇號

車輛稱號規程左ノ通定ム

昭和三年五月十七日

鐵道大臣 小川 平吉

車輛稱號規程

第一條 鐵道車輛ヲ大別シテ左ノ通トス

機關車

蒸氣機關車 (タンク機關車、
テングー機關車)
電氣機關車
特種機關車

客車

官廷用客車
營業用客車
省用客車 (一般營業ニ使用セザル客車ヲ謂フ)
電氣客車
制動客車
附隨客車

貨車

有蓋貨車
タンク貨車
無蓋貨車
準貨車 (貨物積載ヲ目的トセザル貨車ヲ謂フ)

蒸氣動車其ノ他ノ動力車ハ旅客、職員、郵便物又ハ手、小荷物ヲ搭載スベキ設備アルモノハ之ヲ客車トシ、貨物ヲ搭載スベキ設備アルモノハ之ヲ貨車トス

炭水車ハ機關車又ハ貨車ノ附隨物トシテ取扱フ

(註) 電車ヲ含メテ稱スル客車ト電車ヲ含メズシテ稱スル客車ト紛レ易キ場合ニハ其ノ區別ヲ明記スルコトヲ要ス

第二條 機關車ノ名稱ハ左ノ通トス

鐵道公報號外 昭和三年五月十七日

一 蒸氣機關車

(ア) 蒸氣機關車ノ名稱ハ車軸配置、特種構造ニ對スル名稱、使用蒸氣ノ性質及炭水車ノ有無ヲ其ノ順序ニ重ネタルモノヲ以テ表ス但シ特ニ必要ナラザルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

(イ) 車軸配置ハ左ノ數字及記號ヲ列記スルモノトス

一 先軸數ヲ數字ニテ、但シ先軸ナキ場合ニハ〇ナル數字ハ省略ス

二 動軸數ガ二、三、四等ナルニ從ヒB、C、D等ナル記號ニテ

三 從軸數ヲ數字ニテ、但シ從軸ナキ場合ニハ〇ナル數字ハ之ヲ省略ス

四 本號ノ數字及記號ハ動軸ヲ有スル臺枠一箇毎ニ定メ、臺枠二箇以上ノ場合ハ之ヲ列記ス

(ウ) 特種構造ニ對スル名稱ハ普通ノ二氣筒單式以外ノ機關車ニ對シテノミ用ウル名稱ニシテ「マレー」「複式」「三氣筒」等ノ如シ

(エ) 使用蒸氣ノ性質トハ飽和又ハ過熱ノ別ニシテ過熱蒸氣ヲ使用スル場合ニ「過熱」ト稱シ、飽和蒸氣ヲ使用スル場合ハ之ヲ省略ス

(オ) 炭水車附屬ノ有無ニ付テハ、炭水車ノ附屬スル機關車ノ場合ハ「テングー機關車」、附屬セザル機關車ノ場合ハ「タンク機關車」ト稱ス

(註) 名稱ノ例ヲ示セバ左ノ如シ

2 B タンク機關車

2 B タンク機關車

1 D 1 過熱タンク機關車

2 C 1 三氣筒過熱タンク機關車

C C マレー過熱タンク機關車

二 電氣機關車及特種機關車

(ア) 電氣機關車及特種機關車ノ名稱ハ車軸配置、及特種構造ニ對スル名稱ニ依リテ定ム

- (イ) 車軸配置ハ左ノ數字及記號ヲ列記スルモノトス
- 一 先軸數ヲ數字ニテ、但シ先軸ナキ場合ニハ〇ナル數字ハ省略ス
- 二 動軸數ガ二、三、四等ナルニ從ヒB、C、D等ナル記號ニテ
- 三 從軸數ヲ數字ニテ、但シ從軸ナキ場合ニハ〇ナル數字ハ省略ス
- 四 本號ノ數字及記號ハ動軸ヲ有スル臺枠一個毎ニ定メ、臺枠二個以上ノ場合ハ之ヲ列記ス
- (ウ) 特種構造ニ對スル名稱ハ「アプト」「蓄電池」「タービン」「内燃」等ノ如シ

(註) 内燃ハ更ニ分チテ「ディーゼル」「ガソリン」等ニ區別ス
名稱ノ例ヲ示セバ左ノ如シ

- 2 C C 2 電氣機關車
- B B アプト電氣機關車
- B 蓄電池機關車
- 1 C 1 ディーゼル機關車

第三條 機關車ノ形式稱號ハ左ノ記號及數字ニ依ル

一 機關車ノ形式ノ記號

- 動軸數ガ 二、三、四、五、六、七、八ナルニ
- 蒸氣機關車ニ 在リテハ B、C、D、E、F、G、H
- 電氣機關車ニ 在リテハ EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH
- 蓄電池機關車ニ 在リテハ AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH
- タービン機關車ニ 在リテハ TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH
- 内燃機關車ニ 在リテハ DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH

二 機關車ノ形式ノ數字

- (ア) 蒸氣機關車
 - タンク機關車 一〇—四九
 - テンダー機關車 五〇—九九
- (イ) 電氣機關車及特種機關車
 - 最大速度毎時六五軒以下ノモノ 一〇—四九
 - 最大速度毎時六五軒ヲ超ユルモノ 五〇—九九

第四條 機關車ノ番號ハ記號及三位以上ノ數ヨリ成リ其ノ記號及第一、第

二ノ數字ハ前條ノ形式ヲ表ス記號及數字トシ第三以下ノ數字ハ一ヨリ順次ニ進ムモノトス
第五條 客車(電車ヲ含マズ)ノ名稱ハ左ノ各號ニ依リテ定メ之ヲ左ノ順序ニ重ネタルモノトス但シ特ニ必要ナラザル場合ハ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

(註)

鋼製 雜形 大形 中形 小形
雜形トハ中形採用以前ノ製造ニ係ルモノ又ハ車體断面ノ中形ヨリ小ナルモノ
中形トハ明治四十二年制定ノ形ニ依ル車輛ニシテ從來基本形ト稱シタルモノ
大形トハ大正八年度以降新製ノ車體幅二八〇〇耗ノモノ
鋼製トハ大正十五年度以降新製ノ鋼製車(車輛ノ大サハ大形ト殆ト同ジ)ヲ稱フ

二 車輪ノ配置 車輪ノ配置ニ應ジ左ノ稱呼ヲ用フ

- 四 輪 輪
 - 六 輪 輪
 - 六 輪 ボギー
 - 四 輪 ボギー
 - 六 輪 ボギー
- 三 用途 左ノ種別ニ依ル、二種以上合造ノモノハ次ノ順序ニ重ネテ用フ

(ア) 官廷用客車

- 御料車
- 供奉車

(イ) 營業用客車

- 一等寢臺車
- 二等寢臺車
- 一等車
- 二等車
- 三等車
- 食堂車
- 展望車

病客車
郵便車
荷物車

展望車、病客車、郵便車、荷物車以外ノモノニシテ車掌室
ヲ有シ且手用制動機及車掌辨ノ設備アルモノニハ「緩急
車」ナル名稱ヲ附加ス

(ウ) 省用客車

職用車
試験車
配給車
教習車
暖房車

(註) 名稱ノ例ヲ示セバ左ノ如シ

大形四輪ボギー二三等緩急車
鋼製六輪ボギー一等展望車

第六條 客車(電車ヲ含マズ)ノ記號ハ左ノ各號ニ依リ片假名文字ヲ左ノ
順序ニ重ネタルモノトス

一 重量・ボギー客車ニ限ル重量ハ積車重量ニ依ル

- 二二・五越未滿
- 二二・五越以上
- 二七・五越以上
- 三二・五越以上
- 三七・五越以上
- 四二・五越以上
- 四七・五越以上

コホナオスカマ

(ア) 官廷用客車
(イ) 營業用客車

一等寢臺車
二等寢臺車
一等車
二等車
三等車

イネ
イネ
イネ
イネ
イネ

食堂車
展望車
病客車
郵便車
荷物車

(ウ) 省用客車

職用車
試験車
配給車
教習車
暖房車

(註) 職用車、試験車、配給車、教習車ハ何レモ記號「ヤ」ナルガ試
驗車ニハ試験用、配給車ニハ配給用、教習車ニハ教習用ノ文字
ヲ車體外側記號番號ノ下部ニ附記スルモノナリ記號ノ例ヲ示セ
バ左ノ如シ

積車重量二五越ノボギー三等緩急車
積車重量四〇越ノボギー郵便荷物車

第七條 客車(電車ヲ含マズ)ノ番號ハ左ノ各號ニ依ル

一 官廷用客車ノ番號ハ一ヨリ九九九迄ノ數字ヲ用ウ

六 輪 輪
七〇〇〇 六九九九
七〇〇〇 六九九九
七〇〇〇 六九九九

二 營業用客車及省用客車ノ番號ハ左記ニ依ル

六 輪 輪
七〇〇〇 六九九九
七〇〇〇 六九九九
七〇〇〇 六九九九

中形六輪ボギー 一七〇〇〇 一九九九九
中形四輪ボギー 一〇〇〇〇 一六九九九
雜形六輪ボギー 七〇〇〇 九九九九
雜形四輪ボギー 一〇〇〇〇 一六九九九
大形六輪ボギー 二〇〇〇〇 二六九九九
大形四輪ボギー 一七〇〇〇 一九九九九
鋼製六輪ボギー 三〇〇〇〇 三六九九九
鋼製四輪ボギー 三〇〇〇〇 三六九九九
鋼製六輪ボギー 三七〇〇〇 三九九九九

(註) 萬位ノ數字「一」ハ中形ボギー、「二」ハ大形ボギー、「三」ハ
鋼裝ボギーヲ表シ、千位ノ數字「六」迄ハ四輪又ハ四輪ボギー

「七」以上ハ六輪又ハ六輪ホギ一ヲ表ス

三 形式ノ似寄リタル客車ハ成ク近似ノ番號ヲ附ス

第八條 客車(電車ヲ含マズ)ノ形式稱號ハ同形式中ノ最初ノ番號ヲ用ウ
形式稱號ニハ一位ノ端數ヲ附セズ

御料車ニハ本條ヲ適用セズ

第九條 電車ノ名稱及記號ハ左ノ通トス

一 名稱ハ第五條第二號及第三號ノ客車ニ對スル名稱(但シ緩急車ナル名稱ハ用キズ)ニ、其ノ構造ニ應ジ電動車、制御車若ハ附隨車ナル名稱ヲ附加シテ「何々電動車」、「何々制御車」、若ハ「何々附隨車」ト稱ス

二 記號ハ第六條第二號ノ客車ニ對スル記號(但シ緩急車ニ對スル「フ」ハ用キズ)ニ、電動車ハ「モ」、制御車ハ「ク」、附隨車ハ「サ」ヲ冠ス

第十條 電車ノ番號ハ左記ニ依ル

七〇キロワット(一五〇〇ボルト)トキハ八 一〇〇一 四九九九

五キロワット)電動機付木製電動車 五〇〇〇 九九九九

同上ニ連結スベキ木製制御車及附隨車 二〇〇〇 九九九九

一〇〇キロワット電動機付木製電動車 二〇〇〇 九九九九

一〇〇キロワット電動機付電動車ニ連結スベキ木製制御車及附隨車 二五〇〇 九九九九

一〇〇キロワット電動機付鋼製電動車 三〇〇〇 九九九九

鋼製制御車及附隨車 三五〇〇 九九九九

(註) 萬位ノ數字ナキモノハ七〇キロワット(一五〇〇ボルト)トキハ八五キロワット)電動機付木製電動車並之ニ連結スベキ木製

制御車及附隨車ヲ、「一」及「二」ハ一〇〇キロワット 電動機

付木製電動車並木製制御車及附隨車ヲ、「三」ハ一〇〇キロワ

ット電動機付鋼製電動車並鋼製制御車及附隨車ヲ表ハシ、千位

ノ數字「〇」ヨリ「四」迄ハ電動車ヲ、「五」ヨリ「九」迄ハ

制御車及附隨車ヲ表シ、百位以下ノ數字ハ一ヨリ順ヲ追フテ之

第十一條 電車ノ形式稱號ハ番號中ノ萬位、千位ノ數字ヲ用ウ

第十二條 貨車ノ名稱ハ左ノ各號ニ依リテ定メ之ヲ左ノ順序ニ重ネタルモノトス但シ特ニ必要ナラザル場合ハ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 車輪ノ配置 車輪ノ配置ニ應ジ左ノ稱呼ヲ用ウ

四 輪

六 輪

六 輪

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

有 蓋 貨 車

二 構造又ハ用途ニ應ジ左ノ名稱ヲ用ウ

(イ) タンク貨車 (積載スベキ貨物ノ品種ニ應ジ「何々用」ヲ附加ス、例ヘバ「硫酸用」、「瓦斯用」、「アンモニヤ用」ノ如シ)

(ウ) 無蓋貨車

水 槽 車

無 蓋 貨 車

土 運 車

石 炭 車

長 物 車

大 物 車

(ア)、(イ)、(ウ) 中ノ貨車ニシテ車掌室ヲ有シ且手用制動機

及車掌辨ノ設備アルモノニハ「緩急車」ナル名稱ヲ附加ス

(エ) 準貨車

車 掌 車

齒 車 車

雪 掻 車

檢 重 車

操 重 車

控 重 車

第十三條 貨車ノ記號ハ左記各號ニ依ル片假名文字ヲ左ノ順序ニ重ネタル

モノトス

一 構造又ハ用途

(ア) 有蓋貨車

有蓋車

鐵側有蓋車

鐵製有蓋車

車運車

冷藏車

通風車

家畜車

豚積車

(イ) タンク貨車

タンク車

水槽車

(ウ) 無蓋貨車

無蓋車

土運車

石炭車

長物車

大物車

(ア)、(イ)、(ウ)中ノ貨車ニシテ「緩急車」ナル名稱ヲ有スルモノ

ニハ「フ」ヲ末尾ニ附加ス

(エ) 準貨車

車掌車

齒車車

雪掻車

檢重車

操重車

控重車

二 標記荷重噸數

一三噸以下ノモノ及標記荷重ナキモノ 記用ヲ用キズ

一四噸乃至一六噸

一七噸乃至一九噸

ラ ム

ヒ ソ コ キ ビ ヨ

シ チ セ リ ト

ミ タ

ウ カ ツ レ ク ナ ス ワ

二〇噸乃至二四噸
二五噸以上

サ 中

第十四條 貨車ノ番號ハ左ノ通トス

一 第十三條ノ記號毎ニ一ヨリ順ヲ追フテ之ヲ附ス

二 形式ノ似寄リタル貨車ハ成可ク近似ノ番號ヲ附ス

三 形式ヲ異ニスル毎ニ相當ノ空番號ヲ保留スルコトヲ得

第十五條 貨車ノ形式稱號ハ同形式中ノ最初ノ番號ニ當該車ノ記號ヲ冠シタルモノヲ用ウ

第十六條 蒸氣動車、ガソリン動車、ジーゼル動車等ノ動力車ヲ總稱シテ「氣動車」ト謂ヒ、記號「キ」ヲ各車種相當記號ニ冠シ「何々動車」ト稱ス

氣動車ノ名稱、記號、形式稱號及番號ニ關シテハ、客車ニ屬スルモノハ

客車、貨車ニ屬スルモノハ貨車ニ對スル規定ニ依ル

但シ重量ニ依ル記號並ニ稱「緩急車」記號「フ」ヲ付セズ

第十七條 七六二耗軌間用車輛ニ對シテハ前記所定ノ名稱及記號ニ夫々名稱「輕使用」、記號「ケ」ヲ冠ス

附則

第十八條 本規程ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 明治四十四年一月達第二〇號車輛稱號規程、大正二年五月達第

三七二號輕便線用車輛稱號、明治四十二年十一月達第九六四號客車名稱、

番號、記號及形式稱號、大正七年四月達第四二七號卸料車ノ名稱及番號

並保管局ノ件、明治四十四年七月達第五四〇號貨車番號改定ノ件ハ之ヲ

廢止ス

第二十條 本達施行前ノ車輛ニ對シテハ別ニ指定スル方法及番號對照表ニ

依リ其ノ形式稱號、記號、番號ノ變更ヲ行フベシ

但シ機關車ニ在リテハ特ニ指定スルモノニ限り在來ノ儘ト爲スコトヲ得